

審 議 結 果 速 報

(令和6年10月10日)

陳情6年危機管理第37号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 6 年 9 月 定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－37 (R6.9.6)	危 機 管 理	中国電力に対して島根原発 2 号機の再稼働中止を求める陳情	不 採 択 (R6.10.10)

▶陳情事項

令和 6 年能登半島地震の被災状況から、大地震と原発事故が重なった場合、避難計画の大きな柱である屋内退避や避難を実施することは大変困難であることが明らかになった。また、令和 5 年 2 月に「GX 実現に向けた基本方針」を閣議決定した日本は、原発推進へと大きく舵を切ったが、原発を巡る状況は著しく変化しており、原発はリスクだけでなくコストも高い電源となった。「住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する」ために、島根原発 2 号機の再稼働の中止を中国電力に求めること。

▶所管委員長報告（R6. 10. 10 本会議）会議録暫定版

原子力規制委員会は原子力災害対策指針における放射線の防護措置の考え方として、避難と屋内退避等を適切に組み合わせることにより、被ばく線量の低減と被ばく以外の健康等への影響を抑えることができるとしており、能登半島地震を受けても、この基本的な考え方を変えるものではなく、同指針の変更は必要ないとしている。加えて、同委員会は、「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」において、屋内退避の最も効果的な運用の検討を進めているが、検討の前提として、同指針の基本方針は変更する必要があるとしていること。また、同委員会は、能登半島地震に関しては、現時点で規制に反映すべき新たな知見は得られておらず、今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していくという見解を示していること。

能登半島地震を受け、本年 4 月に県は、国及び中国電力に対し、島根原発 2 号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年 8 月に島根原発 2 号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得ており、県原子力安全顧問が専門的観点からこれら回答が妥当なものであることを確認していること。その上で、県は、島根原発 2 号機の安全対策について、専門家、県民及び 2 市の意見を基本として、県議会での議論等も踏まえ、中国電力に対し意見を提出することとし、安全を第一義として責任ある対応を強く求めるとともに、国に対して必要な要望を行うこととしており、その内容は妥当なものとする。

そのうち、国への要望事項において、能登半島地震の被災状況を踏まえ、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援や実動組織による万全の措置を講じるよう求めているとともに、能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直し厳格な審査を行うよう求めていること。

また、中国電力への意見においては、複合災害時において避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じることを求めるとともに、宍道断層と鳥取沖西部断層との連動の可能性を含む地震・津波等の対策の在り方について、能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を収集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じるよう求めていること。加えて、鳥取県、米子市及び境港市が地域住民の安全を確保するため引き続き監視及び確認を続け、専門家の意見を踏まえ、安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し、所要の措置を求めていくこととしてい

ること。

さらに、今後も、国等における能登半島地震を踏まえた検証や原子力規制委員会における検討チームの議論等に注視し、原子力安全顧問の意見を伺いながら、必要に応じて本県の原子力防災対策に反映させていくこととしていること。

なお、エネルギー政策は国の専管事項であり、国と中国電力において安全性を前提とした供給を第一とし、安定供給、経済効率性、環境への適合が図られるものであること。

そして、9月9日に開催された原子力安全対策合同会議では、これら回答内容について両市の原子力発電所環境安全対策協議会委員に対して中国電力、国等から直接説明を行った際には多数の一般傍聴者が参加しており、また、同会議の様子は、県ホームページ上に会議動画が掲載されていること。

以上のことから、改めて措置を求めるまでもないという意見があり、「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

本年1月1日に、石川県能登地方を震央とするM7.6の地震が発生し、志賀町では最大震度7が観測された。これは石川県の地域防災計画の想定を上回っていた。この地震により、北陸電力志賀原子力発電所周辺地域では、家屋の倒壊・道路の寸断・津波・海岸線の隆起など想定外の被害が広がり、火災により焼失した地域もあった。志賀原発は長期停止中であつたため、今回は深刻な放射能漏れを伴う事故には進展しなかつた。しかし、大地震と原発事故が重なつた場合、これまでの避難計画では対応できないことが明らかになつた。

一方、志賀原発の事例は、原発を稼働しなければ、大規模な放射能汚染が起きないことを示している。つまり、原発事故による最悪の事態を防ぐ効果的な方法は、原発を再稼働しないことである。

令和3年に原子力規制委員会による新規制基準適合性審査が終了した後、私たち住民は「島根原子力発電所に関する住民説明会」で、原子力規制庁、内閣府、経済産業省資源エネルギー庁、中国電力から、それぞれ説明を受けた。当時のエネルギー基本計画の説明では、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度の新たな削減目標の実現を目指すに際して、原子力については安全を最優先し、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」ことになっていた。ところが、令和5年に突然閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」により、原則40年とされていた原発稼働期間が停止期間を含めると60年を超えて延長できる等の法制度を含めた重大な変更があつた。それにもかかわらず、資源エネルギー庁は、島根県・鳥取県の住民に対して、この重大な変更について説明をすることはなかつた。

世界の脱炭素の潮流の中で、原発はコストが高く、建設期間が長くかかるため気候変動を止めるには時間がかかり過ぎることが明らかになつた。そのため、再生可能エネルギー100%を目指す国も出てきた。一方、原発推進の日本では、原発の様々なコストを電気代に上乗せする仕組みが強化される傾向が見られる。令和6年8月20日のNHKニュースによると、「原子力発電の活用を議論する経済産業省の審議会が開かれ、電力会社が新たな原発の開発や建設に必要な資金を調達するための支援策を求めたのに対し、出席者からは国民全体に必要性を問うべきだといった慎重な意見も出されました」と、状況が報じられている。令和3年に住民説明会で私たちが聞かされた「経済性 (Economic efficiency)」の根拠は、失われつつある。

以上のように、原発を巡る状況は、激しく変化しており、令和3年に私たちが聞いた説明とはかけ離れたものとなりつつある。この変化は、今後ますます大きくなる可能性がある。

コストが高く、リスクも高い原発の稼働中止を強く求める。

▶提 出 者

脱原発しよいやinとっとり

現 状 と 県 の 取 組 状 況

危機管理部（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 令和6年1月の能登半島地震では、家屋の倒壊や道路の寸断、能登半島北部での海底隆起等の被害が発生したものの、志賀原子力発電所において安全上問題となる被害は確認されず、原子力災害も発生していない。また、内閣府調査では、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが報告されている。
- 2 国の原子力防災会議は、本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」について、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるとして令和3年9月に了承しており、一定の実効性があるものとして認められている。
- 3 政府は令和5年2月に今後の原子力政策に係る「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定した。また、本年5月には、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し「GX2040ビジョン」の策定作業が開始された。
- 4 政府では、「GX2040ビジョン」に整合する形で本年度のエネルギー基本計画の第7次改定に向けて、「S＋3E」の考え方を大前提に議論を進めている。
※S＋3E（エス・プラス・スリー・イー）：安全性（Safety）を大前提として、安定供給（Energy Security）、経済効率性（Economic Efficiency）、環境適合（Environment）を同時に実現する考え方。日本のエネルギー政策は「S＋3E」の達成が重要と考えられている。

【県の取組状況】

- 1 本県の地域防災計画・避難計画では、原子力災害における複合災害を想定しており、原子力防災訓練等で実効性向上に努めている。
- 2 能登半島地震を受け、本年4月に県は、国（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）及び中国電力に対し、島根原発2号機の審査結果の妥当性及び避難計画の実効性について申入れを行い、同年8月に島根原発2号機の審査結果は引き続き妥当であること、「島根地域の緊急時対応」は引き続き実効性に変わりがないとの回答を得た。
- 3 その上で、これら回答内容について、原子力安全顧問により専門的観点から確認した結果、これら回答が妥当なものであるとの意見を聴取している。
- 4 今後、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市、県議会の意見も踏まえ、中国電力に対して島根原発2号機の安全対策について意見を述べていく。
- 5 エネルギー政策は国の専管事項であり、国と中国電力において安全性を前提とした供給を第一とし、経済効率性、環境への適合が図られるものであるが、引き続きその議論の状況を注視していく。